

2024年6月27日 一部改正
2024年1月30日 技術委員会 審議
2024年5月31日 国土交通大臣 認可

船体建造時に適用される工作精度標準

改正対象

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正理由

IACS 共通規則(UR) Z23 においては、新造船に対する検査に関する要件が規定されており、その中で新造船に適用する工作精度標準をキックオフミーティング時に確認及び合意するよう規定されている。

これまで、本要件は本会の内部取り扱いとしてのみ規定されていたが、本 UR の改正 (Rev.7) に伴い、IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合に要求される要約文書の作成や、当該文書の船体コンストラクションファイルへの収録の要件が追加されたため、これらの要件を本会規則にも規定すべく、関連規定を改める。

改正内容

新造船に適用する工作精度標準に関する規定を追加する。

施行及び適用

2024年6月27日から施行

ID: DH23-13

「船体建造時に適用される工作精度標準」 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.1 一般</p> <p><u>-3. 適用される規則及び工作精度標準, 建造中の各検査項目及びその手法等の詳細について共通の認識を持つため, 製造中登録検査の実施の前に, 本会は製造中登録検査の申込者とキックオフミーティングを実施する。建造時に適用する品質基準については, キックオフミーティングにおいて, 合意しなければならない。船体構造は, IACS 勧告 No.47 "Shipbuilding and Repair Quality Standard "又は建造前に本会が適当と認めた工作精度標準に従って建造しなければならない。ただし, 2021 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶において IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合, 造船所は, 適用する工作精度標準に関する適用範囲の制限や IACS 勧告 No.47 との差分等を明示した要約文書を作成しなければならない。この要約文書は, 本船の「キックオフミーティングの議事録」に添付すること。また, SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては, 要約文書は船体コンストラクションファイルにも含まなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 B 編 船級検査</p> <p style="text-align: center;">2 章 登録検査</p> <p>2.1 製造中登録検査</p> <p>2.1.1 一般 (新規)</p>	<p>(新規)</p>

「船体建造時に適用される工作精度標準」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は、2024年6月27日から施行する。		

「船体建造時に適用される工作精度標準」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B2 登録検査 B2.1 製造中登録検査 B2.1.6 船上に保持すべき図面等 -1. 規則B編2.1.6-2.(13)及び3.(13)に規定する「試験方案, 試験結果, 計測記録等」については, 少なくとも次に掲げる内容を含めること。なお, ここでいう許容偏差又は誤差については, <u>適用する工作精度標準に定められるもの</u> としなければならない。 (1) 船体主要目に関する計測記録 (許容偏差を含むもの) (2) 満載喫水線等の標識に関する詳細及びその計測記録 (許容誤差を含むもの) (3) タンク, 区画等の水圧試験, 水密/気密試験, 射水試験等に関し, 承認された試験方案 (適用される試験要件詳細を含むもの)	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B2 登録検査 B2.1 製造中登録検査 B2.1.6 船上に保持すべき図面等 -1. 規則B編2.1.6-2.(13)及び3.(13)に規定する「試験方案, 試験結果, 計測記録等」については, 少なくとも次に掲げる内容を含めること。なお, ここでいう許容偏差又は誤差については, <u>JSQS 等の適切な基準又はこれに準じるもの</u> としなければならない。 (1) 船体主要目に関する計測記録 (許容偏差を含むもの) (2) 満載喫水線等の標識に関する詳細及びその計測記録 (許容誤差を含むもの) (3) タンク, 区画等の水圧試験, 水密/気密試験, 射水試験等に関し, 承認された試験方案 (適用される試験要件詳細を含むもの)	

「船体建造時に適用される工作精度標準」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この達は, 2024年6月27日から施行する。		